

第百五十一回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 八 号

平成十三年四月六日(金曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 横路 孝弘君

理事 植竹 繁雄君 理事 小野 晋也君

理事 阪上 善秀君 理事 横内 正明君

理事 島 聡君 理事 中沢 健次君

理事 河合 正智君 理事 塩田 晋君

理事 岩崎 忠夫君 理事 龜井 久興君

理事 川崎 二郎君 理事 古賀 正浩君

理事 谷川 和穂君 理事 近岡理一郎君

理事 西川 公也君 理事 根本 匠君

理事 平沢 勝榮君 理事 三ツ林隆志君

理事 渡辺 具能君 理事 井上 和雄君

理事 石毛 鏡子君 理事 大島 章宏君

理事 細川 律夫君 理事 山花 郁夫君

理事 山元 勉君 理事 太田 昭宏君

理事 松本 善明君 理事 北川れん子君

議員 細川 律夫君

國務大臣 伊吹 文明君

(国家公安委員会委員長) 西川 公也君

内閣府大臣政務官 渡辺 具能君

内閣府大臣政務官 新倉 紀一君

内閣委員会専門員

四月六日

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に
関する法律案(細川律夫君外二名提出、衆法第
一四号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出
第五〇号)

自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律
案(内閣提出第五二号)

三月三十日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 平成十三年四月六日

新靖国神社法の制定反対に関する請願(佐々木
秀典君紹介)(第八二二号)

内閣官房機密費疑惑の徹底究明に関する請願
(木島日出夫君紹介)(第八六五号)

同(志位和夫君紹介)(第八九二号)

同(穀田恵二君紹介)(第九一八号)

四月五日

内閣官房機密費疑惑の徹底究明に関する請願
(大幡基夫君紹介)(第一一五三号)

は本委員会に付託された。

四月三日

家庭内暴力の防止及び被害女性の保護に関する
法律の早期制定に関する意見書(佐賀県議会)(
第一号)

女性に対する暴力の根絶に関する意見書(長野
県議会)(第二号)

ドメスティック・バイオレンス対策の推進に関
する意見書(岩手県議会)(第一八三三号)

ドメスティック・バイオレンス対策の推進に関
する意見書(奈良県議会)(第一八四号)

家庭内暴力の防止及び被害者の保護に関する法
律の早期制定に関する意見書(盛岡市議会)(第
一〇八〇号)

家庭内暴力の防止及び被害者の保護に関する法
律の早期制定に関する意見書(秋田県議会)(第
一〇八一号)

ドメスティック・バイオレンス対策の推進に関
する意見書(埼玉県議会)(第一〇八三三号)

家庭内暴力の防止及び被害者の保護に関する法
律の早期制定に関する意見書(福岡県大牟田市
議会)(第二二六七号)

は法務委員会に送付替えされた。

本日の会議に付した案件

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出
第五〇号)

自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律
案(内閣提出第五二号)

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に
関する法律案(細川律夫君外二名提出、衆法第
一四号)

〇横路委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、道路交通
法の一部を改正する法律案、自動車運転代行行業
の業務の適正化に関する法律案及び細川律夫君外二
名提出、危険な運転により人を死傷させる行為の
処罰に関する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。伊吹国家公
安委員会委員長。

道路交通法の一部を改正する法律案

自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律
案

(本号末尾に掲載)

〇伊吹國務大臣 ただいま議題となりました道路
交通法の一部を改正する法律案につきまして、そ
の提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通をめぐる
情勢にかんがみ、運転免許証の有効期間の延長及
びその他の運転免許証の更新を受ける者の負担の
軽減のための規定の整備を行うとともに、あわせ
て運転者の安全対策等を推進するための規定を整
備すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明申し上げ
ます。

第一は、運転免許証の更新を受ける者の負担を

軽減するための規定の整備であります。

その一は、一般運転者に係る免許証の有効期間
を現行の三年から、原則として五年に延長するも
のであります。

その二は、免許証の更新期間を現行の誕生日ま
での一カ月間から、誕生日を挟んだ二カ月間に延
長するものであります。

その三は、免許証の更新を受けようとする者の
うち、優良運転者については、住所等を管轄する
公安委員会以外の公安委員会を経由して更新申請
を行うことができることとするものであります。

次に、第二は、運転者の安全対策の推進を図る
ための規定の整備です。

その一は、第二種免許の技能試験を主として道
路において行うこと等とするともに、代行運転
普通自動車運転しようとする者は、第二種免許
を受けなければならないこととするものでありま
す。

その二は、障害者に係る免許の欠格事由の見直
しを行うものであります。

その三は、高齢者講習の対象の拡大その他の高
齢の運転者の保護等に関する規定の整備でありま
す。

その四は、免許証の電磁的方法による記録に関
する規定の整備であります。

第三は、悪質、危険な運転者に対する対策等を
強化するための規定の整備であり、救護義務違
反、酒酔い運転、共同危険行為、無免許運転等を
した者に対する罰則を引き上げるものでありま
す。

第四は、その他交通の安全及び円滑を図るため
の規定の整備であります。

その一は、身体障害者等の通行の保護を図るた
めの規定の整備であります。

その二は、交通情報提供に関する規定の整備

であります。

なお、この法律の施行日は、代行運転普通自動車運転する者に第二種免許の取得を義務づける規定については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

次に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

自動車運転代行業は、昭和五十年代ごろから、移動手段として自家用自動車が不可欠な地方都市を中心に発達してきた事業であり、飲酒運転の防止に一定の役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、自動車運転代行業は、交通死亡事故の発生率が高い水準で推移しているほか、不適正業者によるタクシース事業類似行為、料金の不正収受、損害賠償保険の未加入等の問題が見受けられます。

この法律案は、このような自動車運転代行業の実情にかんがみ、その業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図るために所要の措置を講ずることとするものであります。

以下、各項目ごとにその概要を御説明申し上げます。

第一は、自動車運転代行業の定義であります。自動車運転代行業とは、他人にかわって自動車を運転する役務を提供する営業であつて、主として、夜間において酔客にかわって運転するものであること、顧客を乗車させるものであること、常態として、営業の用に供する自動車が随伴するものであること、のいずれにも該当するものをいふこととします。

第二は、自動車運転代行業の認定等についてであります。

これは、自動車運転代行業を営む者の欠格事由を定め、これに該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととするものであります。また、都道府県公安委員会は、認定に際し、国土交通大臣の同意を得ることとするものであります。

第三は、自動車運転代行業者の遵守事項等を定めることとします。

これは、自動車運転代行業者に対し、交通安全の観点から、安全運転管理者の選任、下命容認行為の禁止等について、利用者の利益の保護を図る観点から、料金及び約款の揭示、保険契約の加入等について、それぞれ義務づけるものであります。

第四は、都道府県公安委員会及び国土交通大臣の監督規定を設けることとします。

自動車運転代行業者等がこの法律の規定等に違反した場合に、必要な処分等を行うことができることとするものであります。

その他所要の規定を設けることとするものであります。

この法律の施行日は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日とするものであります。

なお、昨年五月に成立した道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案の附帯決議において、運転代行業について必要な法規制を早急に検討することとされているところであり、本法律案はこの附帯決議に沿ったものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○細川議員 民主党・無所属クラブより提出いたしました危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案について、その趣旨、内容を御説明申し上げます。

一昨年の十一月、東名高速道路で一歳と三歳の幼い姉妹が酒酔い運転のトラックに追突され焼死するという痛ましい事故、あるいは、昨年四月、酒気帯び、無免許の車が歩道上を通行していた大学生二人をはね、即死させるという事故で、前者は四年、後者は五年六カ月の懲役という刑しか科せられなかったことをきっかけに、刑法の業務上過失致死傷罪の法定刑の上限五年というのが低過ぎるのではないかとこの声が高まりました。

さらに、東名高速事件の控訴審判決で東京高等裁判所は、一審の懲役四年を支持し、控訴は棄却したものの、「飲酒運転等により死傷事故を起こした場合に関する特別類型の犯罪構成要件の新設、関連規定の法定刑の引き上げ等の立法的な手当をもつてするのが本来のあり方」との異例とも言える言及をいたしました。

これら世論などの大きなうねりに対しまして、警察庁は、昨年十二月、道路交通法改正試案を示す中、酒酔い運転、麻薬等運転等に起因して人を死傷させた者に対する新たな罰則規定の創設という言葉で、いわば危険運転致死傷罪の創設に言及し、パブリックコメントを求めました。

しかし、聞くところによりますと、法務省の意見により、今回の道路交通法改正案についてはこの部分が見送られました。政府が遅滞している以上、このような声にこたえるのは立法府の責務でもあります。それが、ここに本法案を提出した最大の理由であります。

なお、交通事故の撲滅につきましては、本法案による厳罰化のみならず、可能な限りの対策を講じるべきであると訴えてまいりたいと思っております。

次に、本法案の内容を御説明いたします。

第一に、危険運転等致死傷罪を創設し、道路交通法の酒酔い運転、麻薬等運転、共同危険行為等、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転等の規定に該当する違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死傷させた者は、十年以下の懲役もしくは禁錮または百万円以下の罰金に処するものとし、刑法第二百一一条に定める業務上過失致死罪の法定刑五年以下の懲役もしくは禁錮または五十万円以下の罰金と比べ、法定刑を引き上げるものであります。

第二に、従来は、道路交通法上、どんな悪質な事故を起こした場合でも、再び運転免許を取得できない期間は五年以内の指定された期間とされておりましたが、本法案の罪を犯した者については、この期間を十年以内の指定された期間とするものであります。

その他所要の規定に関する整備を行うことといたしております。

本法案は本則がたった一項の特別法ではありますけれども、この法案に込められました交通事故被害者、遺族の方々の心情をぜひお察しくださいます。全会派、全委員の御賛同により本法案を成立させてくださいますよう、よろしく御願い申し上げます。

○横路委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中「高齢の歩行者」の下に「身体障害のある歩行者その他の歩行者」を加え

る。

第二十二條の付記中「第百十八條第一項第二号」を「第百十八條第一項第一号」に改める。

第五十一條の二の付記中「第百十七條の三第二号」を「第百十七條の五第二号」に改める。

第五十一條の三の付記中「第百十七條の三第三号」を「第百十七條の五第三号」に改める。

第五十七條の付記中「第百十八條第一項第二号」を「第百十八條第一項第一号」に改める。

第五十八條の五の付記中「第百十八條第一項第二号の三」を「第百十八條第一項第三号」に改める。

第六十四條中「第百三條第二項若しくは第四項又は第百三條の二第一項」を「第百三條第一項若しくは第三項、第百三條の二第一項、第百四條の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三條第三項」に改め、同条の付記中「第百十八條第一項第一号」を「第百十七條の四第一号」に改める。

第六十五條の付記中「第百十九條第一項第七号の二」を「第百十七條の四第二号」に改める。

第六十六條の付記中「第百十八條第一項第三号」を「第百十七條の四第三号」に改める。

第六十八條の付記中「第百十八條第一項第三号の二」を「第百十七條の三」に改める。

第七十一條第二号の二中「高齢の」を「前号に掲げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の」に改め、同条第五号の四中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第七十一條の五第二項中「七十五歳」を「七十歳」に、「老齢」を「加齢」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第八十四條第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者が肢体不自由であること

を理由に当該免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府

令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

第七十二條の付記中「第百十七條の三第一号」を「第百十七條の五第一号」に改める。

第七十五條第一項第一号中「第百三條第二項若しくは第四項又は第百三條の二第一項」を「第百三條第一項若しくは第三項、第百三條の二第一項、第百四條の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三條第三項」に改め、同条の付記中「第百十八條第一項第二号及び第五号について

は第百十八條第一項第三号の三」を「第一項第一号については第百十七條の四第四号、第百二十三條第一項第二号及び第五号については第百十八條第一項第四号」に、「第百十九條第一項第十一号」を「第百十七條の四第五号」に、「第百十八條第一項第三号の三」を「第百十七條の四第六号」に、「第百十八條第一項第三号の四、第百十九條第一項第十二号」を「第百十八條第一項第五号、第百十九條第一項第十一号」に、「第百十九條第一項第十二号の二」を「第百十九條第一項第十二号」に改める。

第七十五條の二の付記中「第百十九條第一項第十二号の二」を「第百十九條第一項第十二号」に改める。

第七十五條の三の付記中「第百十九條第一項第十二号の三」を「第百十九條第一項第十二号の二」に改める。

第七十五條の十の付記中「第百十九條第一項第十二号の四」を「第百十九條第一項第十二号の三」に改める。

第七十六條の付記中「第百十八條第一項第四号」を「第百十八條第一項第六号」に、「第百十九條第一項第十二号の五」を「第百十九條第一項第十二号の四」に改める。

第七十七條の付記中「第百十九條第一項第十二号の五」を「第百十九條第一項第十二号の四」に改める。

第八十五條第十項中「他人の需要に応じ自動車（道路運送車両法第二條第二項に規定するものに

限る。）を使用して旅客を運送する事業」を「道路運送法第二條第三項に規定する旅客自動車運送事業」に改め、同条に次の一項を加える。

11 大型免許又は普通免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、自動車運転代行業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第

号）第二條第六項に規定する代行運転自動車（普通自動車に限る。以下「代行運転普通自動車」という。）を運転することはできない。

第八十五條の付記中「第百十八條第一項第五号」を「第百十八條第一項第七号」に改める。

第八十六條第二項中「自動車等を運転すること」の下に「（大型第二種免許を受けた者にあつては、旅客自動車である普通自動車を当該目的で運転することを含む。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 代行運転普通自動車を運転しようとする者は、普通第二種免許を受けなければならない。

6 大型第二種免許を受けた者は、第二項に規定するもののほか、代行運転普通自動車を運転することができ、

第八十七條第一項中「若しくは普通自動車」を「又は普通自動車」に、「若しくは第二種免許」を「又は第二種免許」に、「運転しようとする者又は普通自動車を」を「又は」に改め、「普通免許の」を削り、「普通自動車の」を「自動車の」に改め、同条第二項中「練習のため大型自動車若しくは普通自動車を又は試験等において」を「大型自動車又は」に、「練習のため又は試験等において普通自動車を」を「普通自動車を、練習のため又は試験等において」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、代行運転普通自動車を運転することはできない。

第八十七條の付記中「第百十八條第一項第六号」を「第百十八條第一項第八号」に改める。

第八十八條第一項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「規定により免許を拒否」を「規定による免許の拒否（同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。）」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条を同項第二号とし、同項第六号中「第百三條第二項第二号から第五号まで若しくは同条第四項の規定により免許を取り消された」を「第百三條第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し（同条第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。）をされた」に改め、「若しくは第百三條の二第一項」の下に「第百四條の二の三第一項若しくは同条第三項において準用する第百三條第三項」を加え、同条を同項第三号とし、同項第七号を削り、同項に次の一号を加える。

四 第百七條の五第一項、同条第八項において準用する第百三條第三項又は第百七條の五第九項において準用する第百三條の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている者

第八十八條第二項を次のように改める。

2 大型仮免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

第八十九條の見出しを「免許の申請等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会（その者の住所地を管轄する公安委員会を除く。）に仮免許に係る免許申請書を提出し、当該公安委員会の仮免許を受けている者であつて、現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものは、自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについて当該公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う検査を受けることができる。この場合において、当該公安委員会は、その者が自動車の運転について必要な技能を有すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対しその旨を証する書面を交

付するものとする。

第九十条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「この条」を「この項から第九項まで」に改め、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 次に掲げる病状にかかつている者

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらし病状であつて政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病状として政令で定めるもの

二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 第六項の規定による命令に違反した者

第九十条第一項に次の一号を加える。

七 第七十二条第三項の規定による通知を受けた者

第九十条第二項中「同項第一号」を「同項第四号」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「第一項第四号から第六号まで」に、「該当する」を「該当していた」に改め、同条第五項中「同項第一号」を「同項第四号」に、「前項第一号」を「前項第四号」に改め、同条第八項中「を保留」を「の保留(同項第四号から第六号までのいずれかに該当することを理由とするものに限る。)」を

に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「を拒否」を「の拒否(同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。)」を「に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

六 公安委員会は、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

第九十条に次の二項を加える。

10 公安委員会は、仮免許の運転免許試験に合格した者が第一項第一号又は第二号に該当するときは、同項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、仮免許を与えないことができる。

11 第三項の規定は、前項の規定により仮免許を拒否しようとする場合について準用する。この場合において、第三項中「第一項ただし書」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

第九十条の二第二項に次の一号を加える。

五 大型第二種免許又は普通第二種免許 第八十条の二第一項第七号及び第八号の二に掲げる講習

第九十二条の二第二項の表中

優良運転者

七十歳未満

満了日等の後のその者の五回

目の誕生日

満了日等の後のその者の四回

目の誕生日

満了日等の後のその者の三回

目の誕生日

満了日等の後のその者の三回

目の誕生日

満了日等の後のその者の三回

優良運転者以外の者

目の誕生日

七十歳未満

満了日等の後のその者の五回

目の誕生日から起算して一月

を経過する日

七十歳

満了日等の後のその者の四回

目の誕生日から起算して一月

を経過する日

七十一歳以上

満了日等の後のその者の三回

目の誕生日から起算して一月

を経過する日

違反運転者等

優良運転者及び一般運転者

優良運転者

優良運転者及び一般

優良運転者及び一般

優良運転者及び一般

優良運転者及び一般

優良運転者及び一般

に改め、同表の備考一の1中「第

百一条第四項」を「第百一条第五項」に改め、

「適性検査を受けた日」の下に、「海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者(その免許がその結果第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限る。)」に対して

第九十二条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日」を加え、同表の備考一の3中「第百一条第四項」を「第百一条第五項」に改め、同表の備考一の3を同表の備考一の5とし、同表の備考一の2の次に次のように加える。

3 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

4 違反運転者等 更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が

五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

第九十二条の二第二項の表中備考三を備考五とし、備考二の次に次のように加える。

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の

第九十二条の二第三項中「交付された免許証の下に「(前項に規定するものを除く。)」を加える。

第九十三條第一項中「次に掲げる事項」の下に「(次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。)」を加え、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「交付年月日」の下に「及び有効期間の末日」を加え、

同項第五号中「優良運転者」の下に「(第百一条第三項及び第百一条の二の二第二項において単に「優良運転者」という。)」を加え、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第三項中「様式」の下に「、免許証に表示すべきもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(免許証の電磁的方法による記録)

第九十三條の二 公安委員會は、前條第一項各号に掲げる事項又は同條第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することができる。

第九十四条第一項中「前条第一項に規定する免許証の記載事項」を「第九十三条第一項各号に掲げる事項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「事項の記載」の下に「前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録」を加え、同条第二項中「又は破損したとき」を「若しくは破損し、又は前条の規定による記録をき損したとき」に改め、同条第三項中

「に規定する免許証の記載事項の変更の」を「の規定による」に改める。

第九十六条第一項中「同条第二項各号のいずれかに該当する」を「同条第二項に規定する」に改め、同条第五項中「第百三条第二項第三号から第五号まで若しくは第四項又は第百二条の二第一項」を「第百三条第一項若しくは第三項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第三項」に改める。

第九十六條の二中「普通免許」の下に、「大型第二種免許又は普通第二種免許」を、「仮免許」の下に「（大型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては、大型仮免許）」を加へる。

第九十六条の三中「第百三条第二項若しくは第四項」を「第百三条第一項若しくは第三項」に、「第百三条第四項」を「第百三条第三項」に、「同条第二項第一号」を「第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで」に改める。

第九十七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「普通免許」の下に「、大型第二種免許及び普通第二種免許」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるものとして内閣府令で定める運転免許試験の項目については、この限りでない。

第九十七條の二第一項中「政令で定めるところにより」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、「の一部」を削り、同項第二号中「著にあつては」の下に「、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り」を加え、「受けたもの」を「受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）」に改め、同号イ中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「七十五歳」を「七十歳」に改め、同号を同項第

三号と、同項第一号中「限る。」を有する者で当該修了証明書」を「限るものとし、政令で定めるものを除く。」を有する者で当該修了証明書」に、（）に、（）を「三月を経過しないもの」を「三月を経過しないもの」当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの、その者が当該検査の時に受けていた仮免許の区分に応じ、大型免許又は普通免許のいずれかに係る前条

第一項第二号に掲げる事項についての運
許試験

第九十七條の二第一項に次の一号を加える。

四 大型自動車又は普通自動車を運転すること
ができる免許について第百一条第一項の免許
証の有効期間の更新を受けなかつた者（前号
の政令で定める者を除く。）で、その者の免許
が第百五条の規定により効力を失つた日から

起算して六月を超え一年を経過しないもの
の者が受けていた免許の区分に応じ大型仮
免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第
一項第二号及び第三号に掲げる事項について
の運転免許試験

第九十九条第一項中「自動車教習所のうち」の下に「一定の種類の免許（政令で定めるものに限る。）を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うものであるが当該免許に係る教習について」を加える。

第九十九条の二第四項第二号ハ及びニ中「第百十七条の三第二号」を「第百十七条の四第七号」に改める。

第九十九条の五第一項中「管理する者は」の下に「、第九十九条第一項に規定する免許の種類ごとに」を加える。

第一百一条第一項中「（その日がその者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日）」

を「の直前のその者の誕生日」に、「が行う自動車等の運転について必要な適性検査（以下「適性検査」という。）を受け」を「に内閣府令で定める様式の更新申請書を提出し」に改め、同条第三項中「事項」の下に「（その者が更新を受ける日に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けて優良運転者となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の適性検査の結果」を「前項の規定による適性検査の結果又は第百一条の二の二第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）から判断して」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による更新申請書の提出があつたときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに自動車等の運転について必要な適性検査（以下「適性検査」という。）を行わなければならない。

第百一条の二第三項中「適性検査の結果」を「規定による適性検査の結果から判断して」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（更新の申請の特例）

第百一条の二の二 免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転転者に該当するもの(第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。)は、当該免許証の有効期間が満了した日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下この条及び次条において「経由地公安委員会」という。)を経由して行うことができる。

2 前項の規定により更新申請書を受理した経由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

3 経由地公安委員会は、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を、第一項の規定により受理した更新申請書とともに、その者の住所を管轄する公安委員会に送付しなければならない。この場合において、その者の住所を管轄する公安委員会は、第百一条第四項の規定による適性検査を行わないものとする。

4 経由地公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により経由地公安委員会が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所を管轄する公安委員会に通知するものとする。

5 第三項の規定による書面の送付を受けた公安委員会は、当該書面の内容のみによつては当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

第百一条の三第一項中「受けようとする者は、」の下に「その者の住所を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項において同じ。）が行う」を加え、「前条第一項」を「第百一条の二第一項」に、「と」を「次条」を「。次条第一項」に、「前二」を「前三」に改め、同条第二項中「第百一条第一項又は前条第二項の適性検査の結果」を「第百一条第四項若しくは第百一条の二第二項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）から判断して」に、「第百一条第四項又は前条第三項」を「第百一条第五項又は第百一条の二第二項」に改める。

三項」に改める。

第百一条の四の見出し中「七十五歳」を「七十歳」に改め、同条第一項中「七十五歳」を「七十歳」に、「前二以内」を「前三以内」にその者の住所を管轄する公安委員会が行つた」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

第百一条の四第二項中「七十五歳」を「七十歳」に、「前二以内」を「前三以内」に改める。

第百二条第一項中「免許を受けた者が第百八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は第百三条第二項第一号」を「運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号若しくは第二号に該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに、当該免許」を「当該運転免許試験に合格した者又は免許」に改める。

第百三条第一項を削り、同条第二項中「免許を受けた者が」を「免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が」に、「第二号」を「第五号」に改め、第一号を削り、第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一 次に掲げる病状にかかっている者であることが判明したとき。

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらし病状であつて政令で定めるもの

ハ 痴呆

ニ イからハまでに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病状として政令で定めるもの

二 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害

として政令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。

三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

四 第五項の規定による命令に違反したとき。

第百三条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「その者が第百八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合にあつては、その者の免許を取り消さなければならない」を削り、「第二項各号」を「第一項各号」に、「同項第二号」を「同項第五号」に、「限る」にあつては「を（限る）」に、「第一項及び第二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 公安委員会は、第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由として同項又は第三項の規定により免許の効力を停止する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

第百三条第六項中「第二項第二号から第五号まで」を「第一項各号（第四号を除く。）」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第七項中「第二項又は第四項」を「又は第三項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第八項中「第二項又は第四項」を「第一項又は第三項」に、「停止」を「停止（第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）」に改め、「（第百八条第一項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じた者を除く。）」を削る。

第百三条の二第一項中「二十日」を「三十日」に改め、同項第二号中「又は第百八条第一項第一号若しくは第五号」を「第百七条の四第一号又は第百八条第一項第七号」に改め、同項第三号中「第百八条第一項第二号、第二号の二若しくは第三号」を「第百七条の四第二号若しくは第三号、第百八条第一項第一号若しくは第二号」に改め、「第七号の二」を削り、同条第五項中「前条第三項（同条第五項）」を「前条第二項（同条第四項）」に改め、同条第六項及び第七項中「前条第二項又は第四項」を「前条第一項又は第三項」に改める。

第百四条第一項中「第百三条第一項第一号」を「第百三条第一項第五号」に、「同条第三項（同条第五項）」を「同条第二項（同条第四項）」に、「同条第二項第二号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第四項中「第百三条第二項又は第四項」を「第百三条第一項又は第三項」に、「同条第二項第二号」を「同条第一項第五号」に改める。

第百四条の二第一項中「第百三条第二項又は第四項」を「第百三条第一項又は第三項」に、「同条第二項第二号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第二項中「の規定による免許の取消し若しくは同条第二項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に、「同条第二項第二号」を「同条第一項第五号」に改める。

第百四条の二の次に次の一条を加える。
（臨時適性検査に係る取消し等）
第百四条の二の三 第百二条第三項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、同項の通知された期日におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定による免許の効力の停止は、その

者が当該適性検査を受けたときは、その効力を失う。

3 第百三条第二項、第三項及び第七項の規定は、第一項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたとときは、その期間。第五項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第三項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第百二条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第一項」と、同条第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、前項において準用する第百三条第三項の規定により免許の効力を停止した場合同項について準用する。

5 第百四条の二（第五項を除く。）の規定は、公安委員会が第一項の規定又は第三項において準用する第百三条第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日以上停止しようとする場合について準用する。

6 第百三条第二項の規定は、第三項において準用する同条第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。この場合において「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。

第百四条の三第一項中「第二項若しくは第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項」を「若しくは第三項、第百四条の二の二第一項、第

二項若しくは第四項、前条第一項又は同条第三項において準用する第百三条第三項」に改める。

第百四条の四第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項の規定により免許を取り消された者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、当該取消しを行った公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年度の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

6 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

第百六条中「第百一条第四項」を「第百一条第五項」に、「若しくは第九十条第一項ただし書、第四項、第六項若しくは第八項」を「第九十条第一項ただし書、第四項、第七項若しくは第九項」に、「第二項、第四項」を「第三項」に、「第八項若しくは」を「第八項」に、「第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分」を「第四項、第百四条の二の三第一項、同条第三項において準用する第百三条第三項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分を」とし、若しくは第九十条第六項若しくは第百三条第五項の規定による命令」に改める。

第百六条の二第一項を削り、同条第二項中「第百三条第二項第一号から第四号まで」を「第百三条第二項各号（第四号及び第八号を除く。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 第百一条第三項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けな

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 平成十三年四月六日

いと認めるときは、同項の通知された期日におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該適性検査を受けなければならないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第百七条第三項中「又は第百三条第二項若しくは第四項」を「第百三条第一項若しくは第三項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第三項」に改め、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

第百七条の二中「第八十八条第一項第五号から第七号」を「第八十八条第一項第二号から第四号」に改め、「上陸」の下に「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法の規定による出国の確認を、又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百一十五号）第四條第一項の登録を受けている者が出入国管理及び難民認定法の第二十六條第一項の規定による再入国の許可若しくは同法第六十一條の二の六第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百七条の四第一号において同じ。）を」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「運転する場合」の下に「又は代行運転普通自動車運転する場合」を加える。

第百七条の四第一項中「第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者」となり、又は第百三条第二項第一号を「第百三条第二項第一号から第三号までのいずれかに」に改める。

第百七条の五第一項第一号中「第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者になつたとき、又は同項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じた」を

「第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつた」に改め、同条第二項中「第百三条第四項」を「第百三条第三項」に改め、同条第三項中「第百三条第三項」を「第百三条第二項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第百三条第二項又は第四項」を「第百三条第一項又は第三項」に、「同条第二項第二号」を「同条第一項第五号」に、「同条第一項第五号」に、「の規定による免許の取消し若しくは同条第二項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、同条第四項、第六項及び第七項中「第百三条第四項」を「第百三条第三項」に改め、同条第八項中「第百三条第三項から第五項」を「第百三条第二項から第四項」に、「同条第四項中「第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する場合にあつては、その者の免許を取り消さなければならず、その者が第二項各号」を「同条第三項中「第一項各号」に、「場合（同項第二号）を「場合（同項第五号）に、「（限る。）にあつては」を「（限る。）には」に、「（できる。）とあるのは」を「（できる。）とあるのは」に改め、「第一項及び第二項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項の規定」とを削り、同条第九項中「前条第三項」を「前条第二項」に、「前条第二項又は第四項」を「前条第一項又は第三項」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第十項中「第百三条第四項」を「第百三条第三項」に改める。

第百七条の六中「の規定により」を削り、「第百三条第四項」を「第百三条第三項」に、「禁止したとき」を「禁止し、若しくは」に改める。

第百七条の七第一項中「第百三条第二項若しくは第四項又は第百三条の二第一項」を「第百三条第一項若しくは第三項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第三項」に改める。

第百八条の付記中「第百七条の三第三号」を「第百七条の五第三号」に改める。

第百八条の二第一項第二号及び第三号中「第百

七

七

七

七

三条第二項若しくは第四項」を「第百三条第一項若しくは第三項」に、「第百三条第四項」を「第百三条第三項」に、「同条第二項第一号」を「第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで」に改め、同項第七号中「又は普通二輪免許」を「普通二輪免許、大型第二種免許又は普通第二種免許」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

ハの二 大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとしている免許に係る自動車の運転に関する講習

第百八条の二第一項第十一号中「対する」の下に「第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた」を加え、同項第十二号中「七十五歳」を「七十歳」に、「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「対する」を「加齢に伴って生ずるその者の身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための」に改める。

第百八条の三の三の付記、第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の三十一の付記中「第百七条の三第三号」を「第百七条の五第三号」に改める。

第百八条の三十三中「第九十条第一項第一号若しくは第二号」を「第九十条第一項第四号若しくは第五号」に、「第百三条第二項第二号」を「第百三条第一項第五号」に改める。

第百九条の二第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「事業」の下に「（公安委員会及び第二項の規定による委託を受けた者が行うもの並びに道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため行うものを除く。次条第一項において同じ。）」を、「（者は）」の下に「前項の交通情報の提供に関する指針に従い」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国家公安委員会は、交通情報を提供する事業を行う者が正確かつ適切に交通情報を提供することができるようになるため、交通情報の提供に関する指針を作成し、これを公表するものとする。

第百九条の二の次に次の一条を加える。

第百九条の三 交通情報を提供する事業であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定交通情報提供事業」という。）を行おうとする者は、内閣府令で定めるところにより、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、交通情報の収集及び提供の方法その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に届け出なければならない。その者が届出をした事項を変更するときも、同様とする。

一 道路における交通の混雑の状態を予測する事業

二 目的の地に到達するまでに要する時間を予測する事業

2 国家公安委員会は、特定交通情報提供事業を行う者が正確かつ適切でない交通情報を提供することにより道路における交通の危険又は混雑を生じさせたと認めるときは、その者に対し、前項各号に掲げる事業に係る技術水準その他の事情を勘案して、相当な期間を定めて、正確かつ適切な交通情報の提供の実施のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 国家公安委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた特定交通情報提供事業を行う者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

4 国家公安委員会は、前二項の規定を施行するため必要な限度において、特定交通情報提供事業を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

は第百九条の三第一項第六号、第百二十三（条）

第百二十二条第一項中「第六章」の下に「（第百四條の四第六項を除く。）」を加え、同項第一号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第八十九条第二項の規定による検査を受けようとする者 検査手数料

第百二十二条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をしようとする者 經由手数料

第百十三條の二中「並びに同条第六項」を「並びに同条第七項」に、「第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認定した者に係るものに限る。）」第百三条第二項又は第四項」を「第百三条第一項又は第三項」に、「同条第二項第二号」を「同条第一項第五号」に、「及び同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認定した者に係るもの及び）」を「又は同条第八項において準用する第百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止」に改める。

第百十七條中「三年」を「五年」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百十七條の二中「二年」を「三年」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号の二中「覚醒剤」を「覚せい剤」に改める。

第百十七條の三第二号を削り、第二号の二を第二号とし、同条を第百十七條の五とし、第百十七條の二の次に次の二条を加える。

第百十七條の三 第六十八條（共同危険行為等の禁止）の規定に違反した者は、二年以下の懲役

又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十七條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けている者（第百七條の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができるとなされている者を含む。）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を所持しない（第百八十八條第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合、又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）運転した者

二 第六十五條（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

三 第六十六條（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（第百十七條の二第一号の二の規定に該当する者を除く。）

四 第七十五條（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反した者

五 第七十五條（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反した者（当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に第二号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、第百十七條の二第二号に該当する場合を除く。）

六 第七十五條（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反した者（第百十七條の二第三号の規定に該当する者を除く。）

七 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

第百八十八條第一項中第一号を削り、第二号を第

一号とし、第二号の二を第二号とし、第三号を削り、第二号の三を第三号とし、第三号の二を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号の四を「第二号の二」を「第二号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号の三を「第一項第一号、第二号、第四号」を「第一項第二号」に改め、「第百十七号の二第三号の規定に該当する者を除く。」を削り、同項を同項第四号とし、同項第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

第百十九条第一項第三号の二中「前条第一項第二号の二」を「前条第一項第二号」に改め、同項第七号の二及び第十一号を削り、同項第十二号中「前条第一項第三号の四」を「前条第一項第五号」に改め、同項を同項第十一号とし、同項第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三から第十二号の五までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第十二号の四」を「第十二号の三」に改める。

第百十九条の三第一項中「該当する者」の下に「第一号から第四号までに掲げる者にあつては、」を加え、同項に次の二号を加える。

五 第百九条の三(交通情報の提供)第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第百九条の三(交通情報の提供)第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百二十条第一項第十号の二中「第百十八条第一項第二号の二」を「第百十八条第一項第二号」に改める。

第百二十一条第一項第九号中「第百十七号の三第二号の二」を「第百十七号の五第二号」に改める。

第百二十三条中「第百十八条第一項第二号の二、第二号の三若しくは第三号の三から第四号まで」を「第百十七号の四第四号から第六号まで、第百十八条第一項第二号から第六号まで」に、「第十二号の二、第十二号の五」を「第十二号の四」に改め、「第百十九条の二第一項第三号」の

下に「第百十九条の三第一項第五号若しくは第六号」を加える。

第百二十五条第二項第二号中「第百十九条第一項第七号の二」を「第百十七号の四第二号」に改める。

別表中「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第一項第一号」に、「第百十八条第一項第二号の二」を「第百十八条第一項第二号」に、「第十二号の四」を「第十二号の三」に改め、「第百十九条の三」の下に「第一項第一号から第四号まで又は第二項」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十五条に一項を加える改正規定、第八十六条に二項を加える改正規定、第八十七条第四項の次に一項を加える改正規定及び第百七条の二の改正規定(「又は」を「若しくは」に改め、「運転する場合」の下に「又は代行運転普通自動車運転する場合」を加える部分に限る)は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、改正後の道路交通法(以下「新法」という)第九十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項に規定する免許証のうち改正前の道路交通法(以下「旧法」という)第百一条第一項の規定による更新期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後となるものの有効期間の末日は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日)から起算して一月を経過する日(その日が道路交通法第九十

二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。

3 この法律の施行の際現に交付されている免許証で当該免許証に係る旧法第百一条第一項の規定による更新期間の初日が施行日前であるもの(以下「特定免許証」という)について施行日以後にされた更新に係る免許証(次項において「特定更新免許証」という)の有効期間については、新法第九十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 特定更新免許証の有効期間の末日は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の末日(その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日)から起算して一月を経過する日(その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日)とする。

5 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする場合における新法第百一条第一項に規定する更新期間の初日は、同項の規定にかかわらず、旧法第百一条第一項に規定する更新期間の初日とする。

6 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする者については、新法第百一条の二及び第百十二条第一項第五号の二の規定は、適用しない。

7 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする際にその者が受けるべき講習については、新法第百一条の三及び第百八条の二第一項第十一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新法第百一条の四の規定は、更新期間が満了する日(新法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日とする)が施行日から起算して三月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許試験に合格している者については、新法第九十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定により大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格(旧法第九十六条第一項に係るものを除く)及びその者に対して新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う当該免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六条の二及び第九十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 旧法第九十七条の二第一項第二号に規定する特定失効者に該当する者であつてその運転免許試験を受けることができなかった事情がこの法律の公布の日前に生じたものに対する新法第九十七条の二第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合」に限り、当該事情」とあるのは、「当該事情」とする。

第五条 施行日前に道路交通法第百二条第三項又は第百七条の四第一項の規定による通知を受けた者については、新法第九十条第一項第七号、第百四条の二の三及び第百六条の二第二項の規定は、適用しない。

第六条 施行日前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む)に対する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む)については、新法第百三条の二第一項(新法第百七条の五第九項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者に対する新法第百七条の二の規定の適用については、同条中「出国し」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日以後に出国し」とする。

(特定交通情報提供事業の届出に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に新法第九九条の三第一項の特定交通情報提供事業に該当する事業を行っている者の当該事業に対する同項の規定の適用については、同項中「内閣府令」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日から起算して三月を経過する日までに、内閣府令」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「又は第百十八條第一項第一号若しくは第五号」を「第百十七條の四第一号又は第百十八條第一項第七号」に改め、同項第三号中「第百十八條第一項第二号、第二号の二若しくは第三号」を「第百十七條の四第二号若しくは第三号、第百十八條第一項第一号若しくは第二号」に改め、「第七号の二」を削る。

理由

最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、一般運転者に係る運転免許証の有効期間の延長、運転免許証の更新期間の延長、住所外以外の都道府県公安委員会を経由した更新の申請の特例の新設その他の運転免許証の更新を受ける者の負担を軽減するための規定の整備を行うとともに、第二種運転免許を受けなければ運転することができない自動車の追加、障害者に係る運転免許の欠格事由の見直し、救護義務違反等の悪質な違反行為に対する罰則の強化その他の運転者対策の推進を図るための規定の整備を行い、あわせて身体障害のある歩行者等の保護に関する規定、交通情報提供に関する規定等の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 自動車運転代行業の認定等(第三条―第十条)

第三章 自動車運転代行業者の遵守事項等(第十一條―第十九條)

第四章 監督(第二十條―第二十五條)

第五章 雑則(第二十六條―第三十條)

第六章 罰則(第三十一條―第三十五條)

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、自動車運転代行業を営む者について必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車運転代行業を営む者の遵守事項を定めること等により、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「自動車運転代行業」とは、他人に代わって自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。)を運転する役務を提供する営業であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 主として、夜間において客に飲食をさせる営業を営む者から酒類の提供を受けて酒気を帯びた状態にある者(以下この条において「酔客」という。)に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること。
- 二 酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるものであること。
- 三 常態として、当該自動車に当該営業の用に供する自動車が付随するものであること。
- 四 この法律において「自動車運転代行業者」とは、第四条の認定を受けて自動車運転代行業を営む者をいう。
- 五 この法律において「運転代行業務従事者」とは、運転代行業務に従事する者をいう。
- 六 この法律において「代行運転自動車」とは、自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となつてゐる自動車をいう。
- 七 この法律において「随伴用自動車」とは、自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう。

第二章 自動車運転代行業の認定等
(自動車運転代行業の要件)
第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条第一項、第四十三條第一項若しくは第八十條第一項(旅客の運送に係る部分に限る。)の規定若しくは道路交通法第七十五條第一項(第一号から第四号まで及び第七号については第十九條第一項の規定により読み替へて適用される場合及び同条第二項の規定により読み替へて適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。)の規定に違反し、若しくは同法第七十五條第二項(同条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九條第一項の規定により読み替へて適用される場合を含むものとし、同法第七十五條第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。)若しくは同法第七十五條の二第一項(同法第七十五條の八第三項において準用する場合を含む。)及び第六十六條の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九條第一項の規定により読み替へて適用される場合を含むものとし、同法第五十八條の四の規定による指示に係る部分を除く。)の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 最近二年間に第二十三條第一項、第二十四條第一項又は第二十五條第二項第二号若しくは第三号の規定による命令に違反する行為をした者
- 四 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めらるるに足りる相当な理由がある者
- 五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 六 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が第十二條の国土交通省令

で定める基準に適合すると認められないことについて相当な理由がある者

七 第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十四条の二第一項に規定する安全運転管理者及び第十九条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十四条の二第四項に規定する副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

(認定)

第四条 自動車運転代行業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

(認定手続及び認定証)

第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、政令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 第十二条に規定する措置

四 安全運転管理者等の氏名及び住所

五 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

六 随伴用自動車に関する事項であつて政令で定めるもの

2 公安委員会は、前項の申請書を提出した者が第三号各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前条の認定をし、直ちにその者に對しその旨を通知しなければならない。この場合において、公安委員会は、当該通知をした者に対し、速やかに認定証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項の申請書を提出した者が第三号各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の認定を拒否する処分をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。

4 公安委員会は、前二項の規定による処分をしたときとするとときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の揭示義務)

第六条 自動車運転代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に揭示しなければならない。

(認定の取消し)

第七条 公安委員会は、自動車運転代行業者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により認定を受けたこと。

二 第三号各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

公安委員会は、前項の規定により認定を取り

消そうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(変更の届出等)

第八条 自動車運転代行業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所を変更したときは、変更した後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会)に、変更に係る事項その他の政令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、政令で定める書類を添付しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証に記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(認定証の返納等)

第九条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、当該認定証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない)。

一 自動車運転代行業を廃止したとき。

二 認定が取り消されたとき。

三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、当該認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併により消滅した場合 合併後存

続し、又は合併により設立された法人の代表者

3 公安委員会は、前二項の規定による認定証の返納があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十条 自動車運転代行業者は、自己の名義をもって、他人に自動車運転代行業を営ませてはならない。

第三章 自動車運転代行業者の遵守事項等(料金の揭示)

第十一条 自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(損害賠償措置を講ずべき義務)

第十二条 自動車運転代行業者は、代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて国土交通省令で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

(自動車運転代行業約款)

第十三条 自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 自動車運転代行業約款は、次の各号のいずれにも適合しているものでなければならない。

一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも料金の收受及び自動車運転代行業者の責任に関する事項であつて国土交通省令で定めるものが明確に定められていること。

3 自動車運転代行業者は、第一項の規定による揭示をするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、同項の自動車運転代行

業約款を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣が標準自動車運転代行業約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、自動車運転代行業者が、標準自動車運転代行業約款と同一の自動車運転代行業約款を定め、又は現に定めている自動車運転代行業約款を標準自動車運転代行業約款と同一のものに変更し、第一項の規定による揭示をしたときは、その自動車運転代行業約款については、前項の規定による届出をしたものとみなす。

（運転代行業務の従事制限）

第十四条 第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者は、運転代行業務従事者となつてはならない。

2 自動車運転代行業者は、前項に規定する者を運転代行業務に従事させてはならない。

（代行運転業務の提供の条件の説明）

第十五条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転業務を提供しようとするときは、利用者が提供を受けようとする代行運転業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、第十一条の規定により揭示した料金、第十三条第一項の規定により揭示した自動車運転代行業約款の概要その他の代行運転業務の提供の条件について利用者に説明し、その説明に従つて代行運転業務を提供しなければならない。

（代行運転自動車標識の表示）

第十六条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転業務を提供するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、代行運転自動車に国家公安委員会規則で定める様式の標識を表示しなければならない。

（随伴用自動車の表示等）

第十七条 自動車運転代行業者は、随伴用自動車に、国土交通省令で定めるところにより、第四条の認定を受けて自動車運転代行業を営んでいる

旨の表示その他の国土交通省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。

2 自動車運転代行業を営む者（自動車運転代行業者を除く。）は、随伴用自動車に前項の表示事項若しくは装置又はこれらに類似するものを表示し、又は装着してはならない。

3 自動車運転代行業者は、第一項に規定するもののほか、随伴用自動車への表示事項の表示又は装置の装着について、自動車運転代行業の業務を適正に実施するために必要と認められるものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

（利用者の利益の保護に関する指導）

第十八条 自動車運転代行業者は、その運転代行業務従事者に対し、当該運転代行業務を適正に実施させるため、国土交通省令で定めるところにより、料金の収受方法、代行運転業務の提供の条件の説明方法その他の利用者の利益の保護に関する事項について指導しなければならない。

（道路交通法の規定の代替適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第五十一條の四、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項から第三項まで、第七十四條の二（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第七十五條の八第三項、第七十七條の二第二号及び第三号、第七十七條の四第四号から第六号まで、第一百八條第一項第四号、第一百九條の二第一項第三号、第一百九條の三第一項第四号並びに第二百二十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二條の二	当該車両の使用（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第 号。以下「運転代行業法」という。）第二條第二項に規定する自動車運転代行業者（以下単に「自動車運転代行業者」という。）
第一項	の使用者が当該車両につき	につき自動車運転代行業者が
	当該車両の使用の本拠の位置	運転代行業法第二條第一項に規定する自動車運転代行業（以下単に「自動車運転代行業」という。）の主たる営業所（以下単に「主たる営業所」という。）の所在地
	車両の使用に	自動車運転代行業者に
第五十一條の四	車両を離れて直ちに運転すること ができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四條、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八條若しくは第四十九條の二第三項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。以下「放置行為」という。）	第四十四條、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十七條、第四十八條又は第四十九條の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為（以下この条及び第七十五條第一項第七号において「駐車違反行為」という。）をした場合において、自動車運転代行業者が当該駐車違反行為に係る車両につき駐車違反行為
	をし、当該車両につき、第五十一條第三項、第六項若しくは第八項又は第五十一條の二第二項の規定による措置（前條第一項の規定に	

	よる移動を含む。）が採られた場合において、当該放置行為に係る車両（以下「放置車両」という。）の使用者（当該放置車両の運転者であるものを除く。以下の条において同じ。）が当該放置車両につき放置行為	
第五十八條の四	当該放置車両の使用の本拠の位置 使用者に 応じ放置行為 の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下の条において同じ。） 当該車両の使用の本拠の位置 車両の使用者に	主たる営業所の所在地 自動車運転代行業者に 応じ駐停車違反行為 （運転代行業法第二条第六項に規定する代行運転自動車（以下単に「代行運転自動車」という。）を除く。）につき自動車運転代行業者 主たる営業所の所在地 自動車運転代行業者に 自動車運転代行業者
第六十六條の二 第一項	当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下の条において同じ。） の使用者が当該車両につき 当該車両の使用の本拠の位置 車両の使用者に	つき自動車運転代行業者が 主たる営業所の所在地 自動車運転代行業者に 自動車運転代行業者
第七十四條第二 項	車両等の使用者 当該車両等を 車両等の運転者及び安全運転管理	代行運転自動車又は運転代行業法第二条第七項に規定する随伴用自動車（以下単に「随伴用自動車」という。）その他の自動車運転代行業の用に供される車両を 車両の運転者並びに運転代行業法第十九条第一

第七十四條第二 項及び第三項	車両の使用者は、当該車両 者、副安全運転管理者その他当該 車両等の運行を直接管理する地位 にある者	項の規定により読み替えて適用される次条第 一項に規定する安全運転管理者及び運転代行業法 第十九条第一項の規定により読み替えて適用さ れる次条第四項に規定する副安全運転管理者 自動車運転代行業者は、代行運転自動車又は随 伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供 される車両
第七十四條の二 第一項	自動車の使用者（道路運送法の規 定による自動車運送事業者（道路 運送車両法の規定による軽自動車 を使用して貨物を運送する事業を 経営する者を除く。以下同じ。） ）及び貨物運送取扱事業法の規定に よる第二種利用運送事業者を経営す る者を除く。以下の条において 同じ。）は、内閣府令で定める台 数以上の自動車の使用の本拠	自動車運転代行業者は、その自動車運転代行業 の営業所
第七十四條の二 第二項	自動車の安全な運転を	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動 車運転代行業の用に供される自動車の安全な運 転（以下この項及び第八項において単に「自動 車の安全な運転」という。）を
第七十四條の二 第四項	使用者の 自動車の使用者は、安全運転管理 者	自動車運転代行業者の 自動車運転代行業者は、運転代行業法第十九条 第一項の規定により読み替えて適用される第一 項に規定する安全運転管理者（以下単に「安全 運転管理者」という。） その自動車運転代行業の営業所

第七十四條の二 第四項	自動車の使用者は、安全運転管理 者	自動車運転代行業者の 自動車運転代行業者は、運転代行業法第十九条 第一項の規定により読み替えて適用される第一 項に規定する安全運転管理者（以下単に「安全 運転管理者」という。） その自動車運転代行業の営業所
----------------	----------------------	--

第七十四条の二 第六項	安全運転管理者等が 車を使用する本地	安全運転管理者等（安全運転管理者又は運転代 行業法第十九条第一項の規定により読み替えて 適用される第四項に規定する副安全運転管理者 をいう。以下同じ。）が
第七十四条の二	自動車の使用者	自動車の運転代行業者
第七十四条の二 第七項及び第八 項	自動車の使用者	自動車の運転代行業者
第七十五条第一 項	自動車（ 使用者（安全運転管理者等その他 自動車の運転を直接管理する地位 にある者を含む。次項において 「使用者等」という。）は、その 者の業務に関し、自動車の運転者 掲げる行為	自動車の運転代行業者又はその安全運転管理者等 は、その自動車の運転代行業務に関し、自動 車（ 運転者
第七十五条第二 項第七号	放置行為（高速自動車国道又は自 動車専用道路において自動車を離 れて直ちに運転することができな い状態にする行為（当該行為によ り自動車が第七十五条の八第一項 の規定に違反して駐車することと なる場合のもの又は自動車が同項 の規定に違反して駐車している場	駐停車違反行為（第七十五条の八第一項の規定 の違反となるような行為 号及び第六号に掲げるものを除く。）
第七十五条第二 項	合におけるものに限る。） 自動車の使用者等 自動車の運転者	自動車の運転代行業者又はその安全運転管理者等 随伴用自動車その他の自動車の運転代行業務の用に 供される自動車の運転者
第七十五条第二 項	行為 自動車の使用者がその者 当該違反に係る自動車の使用の本 拠の位置	行為（随伴用自動車の運転者については、同項 第五号又は第六号に掲げるものに限る。） 自動車の運転代行業者がその自動車の運転代行業 主たる営業所の所在地
第七十五条第九 項及び第十項	自動車の使用者に 自動車の使用者	自動車の運転代行業者に 自動車の運転代行業者
第七十五条の付 記	第一百十九条の二第一項第三号	第一百十九条の二第一項第三号、第一百十九条の三 第一項第四号
第七十五条の二 第一項	自動車の使用者 当該使用者に係る 使用者が 当該自動車の使用の本拠の位置 当該使用者に対し できる。	自動車の運転代行業者 その指示に係る 自動車の運転代行業者が 主たる営業所の所在地 当該自動車の運転代行業者に対し できる。ただし、当該違反行為が代行運転自動 車又は随伴用自動車の運転者が行う最高速度違 反行為、駐停車違反行為又は過労運転である場 合は、この限りでない。
第七十五条の八 第三項	放置行為 高速自動車国道等において自動車 を離れて直ちに運転することがで きない状態にする行為（当該行為	駐停車違反行為 第一項の規定の違反となるような行為をし

第一類第一号 する行為	より読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。の規定に違反する行為（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）に係るものに限る。）
第百十九條の三）又は 第一項第四号 行為	（若しくは） 行為又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為
第百二十條第一 項第十一号の三 等）第一項 第四項	第七十四条の二（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 第四項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
同条第六項	第七十四条の二第六項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第百二十三條 第百十九條の二第二項第三号	第百十九條の二第二項第三号、第百十九條の三第一項第四号（第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号に係る部分に限る。）

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百七条の二第二号及び第三号、第百七条の四第四号から第六号まで、第百八条第一項第四号並びに第百十九條の二第二項第三号の規定を適用する。 3 自動車運転代行業者が行う安全運転管理者等の選任及び解任については、道路交通法第七十四条の二第五項の規定は、適用しない。 4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に規定する駐車違反行為（同号に規定する放置行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十一条の四、第七十五条第一項第七号及び第二項、第七十五条の二第一項、第七十五条の八第三項並びに第百十九條の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。 第四章 監督 （帳簿等の備付け） 第二十条 自動車運転代行業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、その運転代行業務従事者の名簿その他のものによる自動車の運転に関する帳簿又は書類で国家公安委員会規則で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。 2 前項に規定するもののほか、自動車運転代行業者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿その他の代行運転業務の提供に関する帳簿又は書類で国土交通省令で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。 （報告及び立入検査） 第二十一条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者	に對し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に營業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。 2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に營業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係者に提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （指示） 第二十二条 公安委員会は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定（次項に規定するものを除く。次条第一項並びに第二十五条第二項第一号及び第二号において同じ。）に違反し、又は運転代行業務に關し特定道路交通法令（第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法の規定（同法第七十四条の二（第五項を除く。）及び第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）に係るものに限る。）並びにこれらの規定に基づく命令の規定をいう。次条第一項並びに第二十五条第二項第一号及び第二号において同じ。）に違反した場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に關し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、公安委員会は、国土交通大臣に對し、当該指示をした旨を通知しなければならない。 2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこ
--	---

の法律に基づく命令の規定(第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項及び前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。)に違反し、又は運転代行業務に關し道路運送法第四十一条、第四十三条第一項若しくは第八十条第一項の規定に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業務者に対し、当該業務に關し必要な措置をとるべきことを指示することができ、この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

(営業の停止)

第二十三条 公安委員会は、自動車運転代行業務者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に關し特定道路交通法令若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十二條の二第一項、第五十一条の四(同法第七十五條の八第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六十六條の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行業務の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業務者が前条第一項の規定による指示に違反したとき、又は国土交通大臣から次項の規定による要請があつたときは、政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業務者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運転代行業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、

十三條第一項若しくは第八十条第一項の規定に違反した場合において自動車運転代行業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は自動車運転代行業務者が前条第二項の規定による指示に違反したときは、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、前項の規定による命令をすべき旨を要請することができ、

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(営業の廃止)

第二十四条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができ、

一 第五條第三項の規定による通知を受けて自動車運転代行業務を営んでいる者

二 第七條第一項の規定により認定を取り消されて自動車運転代行業務を営んでいる者

三 前二号に掲げる者のほか、第三條各号(第六号及び第七号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(第四條の認定を受けている者を除く。)

2 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(処分移送通知書の送付等)

第二十五条 公安委員会は、自動車運転代行業務を営む者に対し、第二十二條第一項の規定による指示又は第二十三條第一項若しくは前条第一項の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る自動車運転代行業務を営む者が主たる営業所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に關する弁明の機会の付与を終了している場合を除き、速やかに現に主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付され

たときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができ、

一 当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 自動車運転代行業務者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又は運転代行業務に關し特定道路交通法令に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき、当該自動車運転代行業務者に対し、当該業務に關し必要な措置をとるべきことを指示すること。

二 自動車運転代行業務者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運転代行業務に關し特定道路交通法令若しくは第十九條第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十二條の二第一項、第五十一条の四(同法第七十五條の八第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六十六條の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運転代行業務の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運転代行業務者が第二十二條第一項の規定による指示に違反した場合又は国土交通大臣から第二十三條第二項の規定による要請があつた場合、同条第一項の政令で定める基準に従い、当該自動車運転代行業務者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運転代行業務の全部又は一部の停止を命ずること。

三 前条第一項各号のいずれかに該当する者がある場合、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずること。

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

第五章 雜則

(公安委員会と国土交通大臣との協力)

第二十六条 公安委員会及び国土交通大臣は、自動車運転代行業務の業務の適正な運営の確保に關し、相互に協力するものとする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第二十七条 この法律に規定する道公安委員会の権限は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができ、

(地方運輸局長等への権限の委任)

第二十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができ、

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することができ、

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(命令への委任)

第三十条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、国土交通省令又は国家公安委員会規則で定める。

第六章 罰則

第三十一条 第二十三條第一項、第二十四條第一項又は第二十五條第二項第二号若しくは第三号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者

は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定による認定の申請をし
ないで、又はこれに係る同条第二項若しくは
第三項の規定による通知を受ける前に自動車
運転代行業を営んだ者

二 第十条の規定に違反して他人に自動車運転
代行業を営ませた者

三 第十二条の規定に違反した者

四 第二十二條第一項若しくは第二項又は第二
十五條第二項第一号の規定による指示に違反
した者

五 偽りその他不正の手段により第四条の認定
を受けた者

第三十三條 次の各号のいずれかに該当する者
は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の申請書又は添付書類に虚偽
の記載をして提出した者

二 第六条の規定に違反した者

三 第八条第一項の規定に違反して届出をせ
ず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚
偽の記載をして提出した者

四 第九条第一項の規定に違反した者

五 第十一条の規定に違反した者

六 第十三条第一項の規定に違反した者

七 第十三条第三項の規定による届出をしない
で自動車運転代行業約款を掲示した者

八 第十六条の規定に違反した者

九 第十七条第一項又は第二項の規定に違反し
た者

十 第二十条第一項若しくは第二項の帳簿若し
くは書類を備え付けず、又はこれらに必要な
事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした
者

十一 第二十一条第一項若しくは第二項の規定
に違反して報告をせず、若しくは資料の提出
をせず、若しくは同条第一項若しくは第二項
の規定による報告若しくは資料の提出につい
て虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提
出した者又は同条第一項若しくは第二項の規

定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避した者

第三十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたと
きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に
対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十五條 第九条第二項の規定に違反した者
は、十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に自動車運転代行
業を営んでいる者は、この法律の施行の日から
三月を経過する日(その者がその日以前に第五
条第一項の規定による申請書を提出した場合に
あっては、同条第二項又は第三項の規定による
通知がある日)までの間は、第四条の認定を受
けないで、引き続き当該自動車運転代行業を営
むことができる。

第三条 道路交通法の一部を改正する法律(平成
十三年法律第 号。以下「改正道路交通法」
という。)の施行の日がこの法律の施行の日以後で
ある場合におけるこの法律の施行の日から改正
道路交通法の施行の日の前日までの間の第十九
条の規定の適用については、同条中「第百十七
条の四第四号から第六号まで、第百十八條第一
項第四号」とあるのは「第百十八條第一項第三
号の三、第百十九條第一項第十一号」と、同条
第一項の表の第百十七條の四第四号の項中「第
百十七條の四第四号」とあるのは「第百十八條
第一項第三号の三」と、同表の第百十七條の四
第五号の項中「第百十七條の四第五号」とある
のは「第百十九條第一項第十一号」と、同表の
第百十七條の四第六号の項中「第百十七條の四
第六号」とあるのは「第百十八條第一項第三号

の三」と、「第七十五條(自動車の使用者の義務
等)第一項第四号」とあるのは「第四号」と、
同表の第百十八條第一項第四号の項中「第百十
八條第一項第四号」とあるのは「第百十八條第
一項第三号の三」と、「第七十五條(自動車の使
用者の義務等)第一項第二号」とあるのは「第
二号」と、同表の第百十八條第一項第五号の項
中「第百十八條第一項第五号」とあるのは「第
百十八條第一項第三号の四」と、同表の第百十
九條第一項第十一号の項中「第百十九條第一項
第十一号」とあるのは「第百十九條第一項第十
二号」と、同表の第百十九條第一項第十二号の
項中「第百十九條第一項第十二号」とあるのは
「第百十九條第一項第十二号の二」とする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の施行の状況につい
て検討を加え、必要があると認めるときは、そ
の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。

理 由

最近における自動車運転代行業の実情にかんが
み、その業務の適正な運営を確保し、もって交通
の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転
代行業を営む者の資格事由を定め、自動車運転代
行業を営もうとする者はこれに該当しないことに
ついて都道府県公安委員会の認定を受けなければ
ならないこととするともに、自動車運転代行業
者が損害賠償措置を講ずべき旨その他の自動車運
転代行業者の遵守事項を定める等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰
に関する法律案

危険な運転により人を死傷させる行為の処
罰に関する法律

道路交通法(昭和三十三年法律第五号)第百十
七条の二第一号若しくは第一号の二、第百十七條

の三又は第百十七條の四第一号、第二号若しくは
第三号の規定に該当する違反行為をし、よって交
通事故(同法第七十二條第一項に規定する交通事
故をいう。)を起こして人を死傷させた者は、十年
以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に
処する。

附 則

第一条 この法律は、道路交通法の一部を改正す
る法律(平成十三年法律第 号)の施行の日
から施行する。

(道路交通法の一部改正)

第二条 道路交通法の一部を次のように改正す
る。

第九十條第七項中「五年」の下に「(危険な
運転により人を死傷させる行為の処罰に関する
法律(平成十三年法律第 号)の罪(以下
「危険運転致死傷罪」という。)を犯した者に対
し当該危険運転致死傷罪に当たる行為について
第一項第四号に該当することを理由として免許
の拒否をし、又は免許を取り消したときにあつ
ては、十年」を加える。

第九十九條の二第四項第二号二中「第二百
一十條の罪」の下に「危険運転致死傷罪」を加
える。

第二百三條第六項中「範囲内」の下に「(危険
運転致死傷罪を犯した者に対し当該危険運転致
死傷罪に当たる行為について第一項第五号に該
当することを理由として免許を取り消したとき
にあつては、一年以上十年を超えない範囲内)」
を加える。

第二百七條の五第一項中「五年」の下に「(そ
の者が危険運転致死傷罪に当たる行為について
第二号に該当することとなつたときにあつて
は、十年」を加え、同条第八項中「五年」の
下に「(その者が危険運転致死傷罪に当たる行
為について同項第二号に該当するものであると
きにあつては、十年」を加える。

第二百八條の四第三項第三号中「第二百十一條

の罪」の下に「危険運転致死傷罪」を加える。

理由

酒酔い運転等の危険な運転により交通事故を起こして人を死傷させた者について、新たに危険運転致死傷罪を創設し罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年四月十二日印刷

平成十三年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局